

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

訓令甲・企業局・病院局・議会・人事委員会・
監査委員・宮城海区漁業調整委員会

（職員厚生課）

一

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・
監査委員・宮城海区漁業調整委員会

（職員厚生課）

一

訓令甲・企業局・病院局・議会・人事委員会・ 監査委員・宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第九号

○宮城県企業局管理規程第五号

○宮城県病院局管理規程第二十六号

○宮城県議会訓令甲第五号

○宮城県人事委員会訓令第二号

○宮城県監査委員訓令第四号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司
宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

職員安全衛生管理規程を廃止する訓令

職員安全衛生管理規程（平成十二年宮城県訓令甲第二十七号、平成十二年宮城県企業局管理規程第五号、平成十二年宮城県病院局管理規程第十四号、平成十二年宮城県議会訓令甲第十号、平成十二年宮城県人事委員会訓令第五号、平成十二年宮城県監査委員訓令第三号、平成十二年宮城海区漁業調整委員会訓令第三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・ 監査委員・宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十号

○宮城県企業局管理規程第六号

○宮城県議会訓令甲第六号

○宮城県人事委員会訓令第三号

○宮城県監査委員訓令第五号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司
宮 城 県 議 会 議 長 村 井 純
宮城県人事委員会委員長 高 橋 俊 一
宮城県代表監査委員 遊 佐 勘 左 衛 門
宮城海区漁業調整委員会会長 畠 山 喜 勝

目次

職員安全衛生管理規程

第一章 総則（第一条・第四条）
第二章 安全衛生管理体制

第一節 職員安全衛生管理者等（第五条・第二十二條）
第二款 宮城県職員安全衛生委員会等

第一款 宮城県職員安全衛生委員会（第二十三條・第二十六條）

第二款 安全衛生委員会（第二十七條・第三十一條）

第三款 衛生委員会（第三十二條・第三十五條）

第四款 安全衛生管理者会議（第二十六條・第二十八條）

第三章 事前管理（第三十九條・第四十三條）

第四章 健康管理（第四十四條・第五十條）

第五章 事後管理（第五十一條・第五十二條）

第六章 雑則（第五十三條・第五十六條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」といふ。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員をいふ。

二 本庁 行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第三条に規定する本庁の各課室、同規則第七条の規定により設けられた局（課室を有するものにあつては、当該課室）及び室並びに労働委員会、人事委員会、海区漁業調整委員会、監査委員及び議会の事務局をいふ。

三 地方機関 行政組織規則第四条第一号から第三号までに規定する地方機関並びに企業局の本局及び地方機関をいふ。

四 所属所 行政組織規則第三条に規定する本庁の各課室、同規則第七条の規定により設けられた局（課室を有するものにあつては、当該課室）及び室、同規則第四条第一号から第三号までに規定する地方機関並びに労働委員会、人事委員会、海区漁業調整委員会、監査委員及び議会の事務局並びに企業局の本局の各課室及び地方機関をいふ。

五 所属長 所属所の長をいふ。
（所属長の責務）

第三条 所属長は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、所属所の職員の安全衛生及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の義務）

第四条 職員は、安全衛生及び健康の管理上必要な事項について所属長、産業医その他の安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守るとともに、常に自己の健康の保持及び増進に努めなければならない。

第二章 安全衛生管理体制

第一節 職員安全衛生管理者等

（宮城県職員安全衛生管理者）

第五条 職員の安全衛生管理業務を統括させるため、宮城県職員安全衛生管理者を置き、総務部長の職にある者をもって充てる。

2 宮城県職員安全衛生管理者に事故があるときは、総務部次長の職にある者がその職務を代理する。

（職員安全衛生管理責任者等）

第六条 宮城県職員安全衛生管理者の職務を補助させるため、職員安全衛生管理責任者を置き、総務部職員厚生課長の職にある者をもって充てる。

2 地方振興事務所の管内の地方機関の安全衛生に関する事務処理を統括させるため、地方職員安全衛生管理責任者を置き、地方振興事務所長の職にある者をもって充てる。

（総括安全衛生管理者）

第七条 本庁及び建設業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第三号に該当する事業をいふ。以下同じ。）の業務を行う地方機関で常時百人以上の職員が勤務するものに、法第十条

第一項の総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

一 本庁 総務部職員厚生課長

二 建設業の業務を行う地方機関 当該地方機関の長

（総括安全衛生管理者の代理者）

第八条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三条に規定する総括安全衛生管理者の代理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

一 本庁 総務部職員厚生課長補佐（総括担当を命ぜられた者に限る。）

二 建設業の業務を行う地方機関 当該地方機関の副所長
(総括安全衛生管理者の職務)

第九条 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者及び作業主任者を指揮し、次に掲げる職務を統括管理する。

- 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の安全衛生について必要と認める措置に関すること。

(安全衛生管理者)
第十条 総括安全衛生管理者を置かない地方機関に、総括安全衛生管理者の職務に相当する職務を行わせるため、安全衛生管理者を置き、当該地方機関の長(企業局の本局にあつては、公営事業課長)をもつて充てる。

2 安全衛生管理者に事故があるときは、当該地方機関の長の次席の職にある者(庶務を担当する者に限る。)が、その職務を代理する。ただし、企業局の本局にあつては、公営事業課長補佐(総括担当を命ぜられた者に限る。)がその職務を代理する。

(安全管理者の選任等)

第十一条 常時五十人以上の職員が勤務する製造業(労働基準法別表第一一号に該当する事業(物の加工業を含む。)をいう。以下同じ。)又は建設業の業務を行う地方機関の長並びに宮城県職員安全衛生管理者が指定する試験研究を行う地方機関(以下「指定地方機関」という。)の長は、当該地方機関の職員のうちから法第十一条第一項の安全管理者を一人選任しなければならない。

2 前項の地方機関及び指定地方機関の長は、同項の規定により安全管理者を選任したときは、直ちに安全管理者等選任報告書(様式第一号)により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(安全管理者の職務)

第十二条 安全管理者は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮を受け、次に掲げる職務のうち技術的事項を行うこと。

- 一 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- 二 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- 三 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の安全について必要と認める措置に関すること。

(安全衛生推進者の選任等)

第十三条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する製造業又は建設業の業務を行う地方機関の長並びに指定地方機関の長は、当該地方機関及び当該指定地方機関の職員のうちから法第十二条の二の安全衛生推進者を一人選任しなければならない。

2 安全衛生推進者は、前条及び第十八条に掲げる職務を行うこと。

3 第十一条第二項の規定は、安全衛生推進者の選任について準用する。

(安全担当者の選任等)

第十四条 製造業又は建設業の業務を行う地方機関の長並びに指定地方機関の長は、当該地方機関及び当該指定地方機関の職員のうちから安全担当者を一人選任しなければならない。

2 安全担当者は、安全管理者又は安全衛生推進者が置かれている地方機関及び指定地方機関にあつてはこれを補助し、置かれていない地方機関及び指定地方機関にあつては第十二条に掲げる職務を行うこと。

3 第十一条第二項の規定は、安全担当者の選任について準用する。

(産業医の選任)
第十五条 次の表に定める担当区分に、法第十三条第一項の産業医を置き、知事がこれを選任するものとする。

産 業 医	担 当 区 分
職員診療所の医師	本庁、地方機関のうち企業局の本局、県外事務所、新宮城丸
仙南保健所長	仙南保健所管内の地方機関
大崎保健所長	大崎保健所管内の地方機関
栗原保健所長	栗原保健所管内の地方機関
登米保健所長	登米保健所管内の地方機関
石巻保健所長	石巻保健所管内の地方機関
気仙沼保健所長	気仙沼保健所管内の地方機関
リハビリテーション支援センター所長	リハビリテーション支援センター

拓桃医療療育センター院長	拓桃医療療育センター
塩釜保健所長	他の産業医の担当区分以外の地方機関

2 前項の表の上欄に掲げる者(以下「所長等」という。)が産業医たる資格を有しない場合には、同項の規定にかかわらず、産業医たる資格を有しない所長等に係る担当区分に産業医を置き、知事がこれを選任するものとする。

(産業医の職務)

第十六条 産業医は、宮城県職員安全衛生管理者の指揮を受け、次に掲げる職務のうち医学に関する専門的知識を必要とする事項を行う。ただし、第一号に関しては、職員診療所の医師たる産業医の職務とする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事
- 二 作業環境の維持管理に関する事
- 三 作業の管理に関する事
- 四 衛生教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事
- 五 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関する事
- 六 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事

2 産業医は、前項各号に掲げる職務について、所属長に対して指導し、又は助言することができる。(衛生管理者の選任等)

第十七条 総務部職員厚生課長及び常時五十人以上の職員が勤務する地方機関の長は、本庁及び当該地方機関の職員のうちから、次の各号に掲げる職員数に応じ、当該各号に定める人員を法第十二条第一項の衛生管理者として選任しなければならない。

- 一 五十人以上二百人以下 一人以上
- 二 二百人を超え五百人以下 二人以上
- 三 五百人を超え千人以下 三人以上
- 四 千人を超え二千人以下 四人以上
- 五 二千人を超え三千人以下 五人以上

2 総務部職員厚生課長及び前項の地方機関の長は、同項の規定により衛生管理者を選任したときは、直ちに衛生管理者等選任報告書(様式第二号)により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生管理者の職務)

第十八条 衛生管理者は、産業医及び総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者の指揮を受け、次に掲げる職務のうち技術的事項を行う。

- 一 職員の健康障害を防止するための措置に関する事
- 二 職員の衛生のための教育の実施に関する事
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進の措置に関する事
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の衛生について必要と認める措置に関する事

(衛生推進者の選任等)

第十九条 常時十人以上五十人未満の職員が勤務する地方機関で安全衛生推進者が置かれていない地方機関の長(企業局の本局にあつては、公営事業課長)は、当該地方機関の職員のうちから衛生推進者を一人選任しなければならない。

- 2 衛生推進者は、前条に掲げる職務を行う。
- 3 第十七条第二項の規定は、衛生推進者の選任について準用する。

(衛生担当者の選任等)

第二十条 所属長は、当該所属所の職員のうちから衛生担当者を一人選任しなければならない。

2 衛生担当者は、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が置かれている所属所にあつてはこれを補助し、置かれていない所属所にあつては第十八条に掲げる職務を行う。

3 第十七条第二項の規定は、衛生担当者の選任について準用する。

(作業主任者の選任等)

第二十一条 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条各号に掲げる作業を行う所属所の長は、当該作業に従事する職員のうちから法第十四条の作業主任者を選任しなければならない。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する職員の指揮その他の厚生労働省令で定める作業主任者に関する職務を行う。
- 3 第一項の所属長は、同項の規定により作業主任者を選任したときは、直ちに作業主任者選任報告書(様式第三号)により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(総括安全衛生管理者等報告書)

第二十一条 所属長は、毎年四月一日における総括安全衛生管理者等について、当該年度の四月末日までに、総括安全衛生管理者等報告書(様式第四号)により、宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

第二節 宮城県職員安全衛生委員会等

第一款 宮城県職員安全衛生委員会

(設置)

第二十三条 職員の安全衛生問題に関する重要事項を総括して調査審議するため、宮城県職員安全衛生委員会を置く。

2 宮城県職員安全衛生委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。
(委員の構成)

第二十四条 宮城県職員安全衛生委員会は、宮城県職員安全衛生管理者及び次に掲げる者をもって構成する。

- 一 職員で安全又は衛生について関連を有する職にある者のうちから知事が指名した者 五人
- 二 職員で安全又は衛生について経験を有する者のうちから知事が指名した者 五人
- 三 産業医のうちから知事が指名した者 一人

2 前項第二号の規定による指名は、宮城県職員組合の推薦に基づき行うものとする。

(委員の任期)

第二十五条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第二十六条 宮城県職員安全衛生委員会の会議は、宮城県職員安全衛生管理者が招集し、宮城県職員安全衛生管理者がその議長となる。

2 議長に事故があるときは、宮城県職員安全衛生管理者の代理者がその職務を行う。

3 宮城県職員安全衛生委員会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

4 宮城県職員安全衛生委員会の庶務は、総務部職員厚生課において行う。

第二款 安全衛生委員会

(設置)

第二十七条 常時五十人以上の職員が勤務する製造業又は建設業の業務を行う地方機関及び指定地方機関に、法第十九条第一項の安全衛生委員会を置く。

(所掌事項)

第二十八条 安全衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(委員の構成)

第二十九条 安全衛生委員会は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者、産業医及び次に掲げる者をもって構成する。

- 一 安全管理者のうちから地方機関又は指定地方機関の長が指名した者 一人
- 二 衛生管理者のうちから地方機関又は指定地方機関の長が指名した者 一人
- 三 職員で安全又は衛生について関連を有する職にある者のうちから地方機関又は指定地方機関の長が指名した者 一人
- 四 職員で安全又は衛生について経験を有する者のうちから地方機関又は指定地方機関の長が指名した者 四人

2 前項第四号の規定による指名は、宮城県職員組合の推薦に基づき行うものとする。

(報告)

第三十条 地方機関又は指定地方機関の長は、安全衛生委員会の委員を指名したときは、安全衛生委員会等委員指名報告書(様式第五号)により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。
2 総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者は、安全衛生委員会の会議を開いたときは、その都度安全衛生委員会等開催状況報告書(様式第六号)により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

(準用)

第三十一条 第二十五条及び第二十六条の規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、第二十六条中「宮城県職員安全衛生委員会」とあるのは、「安全衛生委員会」と、「宮城県職員安全衛生管理者」とあるのは、「総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者」と、「総務部職員厚生課」とあるのは、「庶務に関する事務を分掌する班」と読み替えるものとする。

第三款 衛生委員会

(設置)

第三十二条 本庁及び常時五十人以上の職員が勤務する地方機関で安全衛生委員会が置かれていない地方機関に、法第十八条第一項の衛生委員会を置く。

(所掌事項)

第三十三条 衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(委員の構成)

第三十四条 衛生委員会は、総括安全衛生管理者又は安全衛生管理者、産業医及び次に掲げる者をもって構成する。ただし、地方機関の衛生委員会については、第二号に掲げる者は一人と、第三号に掲げる者は三人とする。

- 一 衛生管理者のうちから総務部職員厚生課長又は地方機関の長が指名した者 一人
- 二 職員で衛生について関連を有する職にある者のうちから総務部職員厚生課長又は地方機関の長が指名した者 三人
- 三 職員で衛生について経験を有する者のうちから総務部職員厚生課長又は地方機関の長が指名した者 五人

2 前項第三号の規定による指名は、宮城県職員組合の推薦に基づき行うものとする。

(準用)

第三十五条 第二十五条、第二十六条及び第三十条の規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、第二十六条中「宮城県職員安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と、「宮城県職員安全衛生管理者」とあるのは「総務部職員厚生課又は安全衛生管理者」と、「総務部職員厚生課」とあるのは「総務部職員厚生課又は地方機関の長」と、第三十条中「地方機関の長」とあるのは「総務部職員厚生課長又は地方機関の長」と、「安全衛生委員会」とあるのは「衛生委員会」と読み替えるものとする。

第四款 安全衛生管理者会議

(設置)

第三十六条 地方における職員の安全衛生管理に関し地方機関（企業局の本局を除く。次条において同じ。）相互の連絡調整を図り、もって安全衛生管理の総合的な実施及び円滑な処理の促進に資するため、地方振興事務所の所管区域ごとに、安全衛生管理者会議（以下この款において「会議」という。）を置く。

(会議)

第三十七条 会議は、地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関の総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者をもって構成する。

2 会議は、地方職員安全衛生管理責任者が招集し、地方職員安全衛生管理責任者がその議長となる。

3 会議に分科会を設置し、合同庁舎内の所属所の安全衛生管理者をもって構成する。

4 会議の庶務は、地方振興事務所の庶務に関する事務を分掌する班において行う。

(報告)

第三十八条 議長は、会議を開いたときは、その都度安全衛生管理者会議開催状況報告書（様式第七号）により宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

第三章 事前管理

(職場環境の維持管理)

第三十九条 所属長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止、安全及び衛生に関し必要な措置を講じなければならない。

(精神衛生に関する措置)

第四十条 所属長は、精神系疾患の予防のため、職場環境の改善や職員の適正配置、生活指導、身上相談等に努めるとともに、精神系疾患により療養を要する職員がいる場合には、直ちに宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 宮城県職員安全衛生管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに職員診療所の医師たる産業医その他専門の医師と協議の上、受診勧奨等適切な措置をとるよう所属長を指導するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、精神系疾患の予防、早期発見、早期治療、再発の防止等に関し必要な措置については、別に定める。

(健康相談)

第四十一条 産業医及び所属長は、職員から健康について相談を受けた場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(健康の保持増進のための措置)

第四十二条 所属長は、職員の健康保持増進を図るため、地方公務員法第四十二条の規定により県が実施する厚生活動についての便宜を供与する等必要な措置を講じなければならない。

(予防接種等)

第四十三条 宮城県職員安全衛生管理者は、職員に感染症等の発生のおそれがあると認められるときは、予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第四章 健康管理

(健康診断)

第四十四条 宮城県職員安全衛生管理者は、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。

- 一 採用時健康診断
- 二 定期健康診断
- 三 結核健康診断
- 四 成人病健康診断
- 五 特殊業務従事職員健康診断
- 六 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項目等については、宮城県職員安全衛生管理者が別に定める。
(健康診断実施者)

第四十五条 健康診断は、宮城県職員安全衛生管理者の命を受け、職員診療所の医師たる産業医が行う。ただし、宮城県職員安全衛生管理者が特に必要と認めるときは、他の医療機関に委託して実施することができる。

(健康診断の周知)

第四十六条 宮城県職員安全衛生管理者は、健康診断を行うときは、所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知を受けたときは、直ちに職員に周知するとともに、指定された期日又は期間内に健康診断を受診させなければならない。

(受診の義務)

第四十七条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受診しなければならない。

(健康診断不受診者の取扱い)

第四十八条 指定された期日又は期間内に健康診断を受診できなかった職員は、別途医師の診断を受け、所属長を経由の上、当該期日又は当該期間の末日から一月以内に診断書を宮城県職員安全衛生管理者に提出しなければならない。ただし、宮城県職員安全衛生管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(健康診断の免除)

第四十九条 宮城県職員安全衛生管理者は、健康診断の際現に当該健康診断の対象となっている疾病を治療している者又は当該疾病について医師の管理を受けている者であると所属長が証明した者については、当該健康診断の一部又は全部を免除することができる。

2 前項の規定による証明は、健康診断免除証明書(様式第八号)により行うものとする。
(健康診断の結果の通知等)

第五十条 第四十五条に規定する健康診断の実施者は、健康診断の結果を別表の健康管理指導区分により判定し、必要な意見を付して宮城県職員安全衛生管理者に報告しなければならない。ただし、健康診断の種類によっては、別表の健康管理指導区分によらないことができる。

2 宮城県職員安全衛生管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、所属長に対し、直ちに当該健康診断の結果を通知し、健康診断を受診した職員に健康診断個人票を配布するとともに、適切な指示を与えなければならない。

3 所属長は、前項の通知を受けたときは、その通知を五年間保存しなければならない。

4 第二項の健康診断個人票の様式については、別に定める。

第五章 事後管理

(事後措置)

第五十一条 所属長は、前条第一項の規定により健康管理指導区分の決定を受けた職員については、その健康管理指導区分に応じ、別表の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い、勤務条件等について適切な措置をとらなければならない。

(病者の就業禁止)

第五十二条 知事は、次に掲げる職員について、やむを得ないと認める場合には、職務に就くことを禁止することができる。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で他の職員に感染のおそれがあると認められるもの

二 心臓、腎臓、肝臓、すい臓、肺、胃腸等の疾病のため職務に就かせることがその病勢を著しく増悪するおそれがあると認められる者

2 知事は、前項の規定により職務に就くことを禁止しようとするときは、あらかじめ職員診療所の医師たる産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

第六章 雑則

(秘密の保持)

第五十三条 職員の安全衛生管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(臨時職員等への適用)

第五十四条 この規程は、第二条第一号の規定にかかわらず、臨時職員(第一種臨時職員を除く。)及び非常勤職員で勤務形態が職員と同様のものについても適用する。

(報告書の経由)

第五十五条 地方機関(企業局の本局、県外事務所及び新宮城丸を除く。)がこの規程により報告書を提出する場合には、地方職員安全衛生管理責任者を經由しなければならない。

(委任)

第五十六条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、宮城県職員安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表（第50条，第51条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康 管 理 指 導 区 分		判 定 基 準	事 後 措 置 の 基 準
区 分			
生 活 規 制 の 面	A (要休業)	勤務を休む必要のある者	休暇，休職等の方法により，療養のため，必要な期間勤務させないこと。
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のある者	勤務場所又は職務の変更，休暇等の方法により，勤務を軽減し，かつ，深夜勤務，時間外勤務，休日勤務，宿日直勤務及び出張をさせないこと。
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよい者	深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限すること。
	D (普通勤務)	平常の勤務でよい者	
医 療 の 面	1 (要治療)	医師による治療が必要な者	必要な治療を受けられるように配慮すること。
	2 (要経過観察)	定期的に医師の観察指導を必要とする者	経過観察をするための検査，発病再発防止のための必要な対策を講じること。
	3 (処置不要)	医師による直接の医療行為又は指導を必要としない者	a: 来年度の定期健康診断で経過を確認すること。 b: 生活習慣の改善を指導し，次回の定期健康診断で効果を確認すること。 c: 今回は異常を認めず，今後も健康管理に努めること。

備考 1 健康診断の種類によっては，この表の区分によらないことがある。

2 必要に応じて，職員健康相談室への定期的な連絡を求める場合がある。

様式第1号(第11条,第13条,第14条関係)

安全管理者等選任報告書

選任種別	安全管理者		安全衛生推進者		安全担当者	
所属名				職員数	人 (うち臨時職員等 人)	
班名及び職名	氏名		年 月 日生(歳)			性別 男・女
選任年月日	年 月 日					
最終学歴						

経歴の概要

期 間	勤務課(所)班(係)	職務内容
年 月から 年 月まで		

上記のとおり選任したので報告します。

年 月 日

所属長



宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

- 備考
- 1 選任種別の該当するものを○で囲むこと。
 - 2 報告書は、地方機関の場合は、必ず地方職員安全衛生管理責任者を経由すること。
 - 3 安全担当者については、最終学歴及び経歴の概要の記載は必要ない。

様式第2号(第17条,第19条,第20条関係)

衛生管理者等選任報告書

選任種別	衛生管理者	衛生推進者	衛生担当者
所 属 名	職 員 数		人 ----- (うち臨時職員等 人)
班 名 及び職名	氏 名	年 月 日生 (歳)	性 別 男・女
選 任 年 月 日	年 月 日	免許取得年月日 (衛生管理者)	年 月 日
最 終 学 歴			
経 歴 の 概 要			
期 間	勤務課(所)班(係)	職務内容	
年 月から 年 月まで			
<p>上記のとおり選任したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長 印</p> <p>宮城県職員安全衛生管理者 殿 (総 務 部 長)</p>			

- 備考
- 1 選任種別の該当するものを○で囲むこと。
 - 2 衛生管理者の免許取得の場合は、免許証の写しを添付すること。
 - 3 報告書は、地方機関の場合は、必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由すること。
 - 4 衛生担当者については、最終学歴及び経歴の概要の記載は必要ない。

様式第3号(第21条関係)

作業主任者選任報告書

所属名		作業従事職員数	人
作業主任者	職 名		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日生(歳)
免許又は講習の別	区 分	免許 () 級・講習	
	免許証又は修了証の番号	第	号
	交付者		
作業設備の概要等			
選 任 年 月 日		年 月 日	
<p>上記のとおり選任したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属長 印</p> <p>宮城県職員安全衛生管理者 殿 (総務部長)</p>			

- 備考
- 1 この報告書は、作業の種類ごとに報告すること。
 - 2 「作業設備の概要等」の欄には、設備の規模、作業量等について記入すること。
 - 3 報告書は、地方機関の場合は、必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由すること。
 - 4 免許証又は修了証の写しを添付すること。

様式第4号(第22条関係)

総括安全衛生管理者等報告書

所属名	職員数	人		
		-----		人
		(うち臨時職員等)		
選任種別	班名及び職名	氏 名	選任日	資格等の有無
総括安全衛生管理者				—
安 全 管 理 者				有・無
衛 生 管 理 者				有・無
〃				有・無
安全衛生推進者				有・無
衛生推進者				有・無
産 業 医				—
安全衛生管理者				—
安全担当者				—
衛生担当者				—
作業主任者(種類)				有・無
〃 ()				有・無
〃 ()				有・無
〃 ()				有・無
〃 ()				有・無

上記のとおり報告します。

年 月 日

所属長

印

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

様式第5号(第30条,第35条関係)

安全衛生委員会等委員指名報告書

委員会の名称	安全衛生(衛生)委員会		
委員の号別区分	職名	氏名	備考
総括安全衛生(安全衛生)管理者			
第 号の委員 安全管理者			
第 号の委員 衛生管理者			
第 号の委員			
第 号の委員			
第 号の委員			
第 号の委員			
第 号の委員			
第 号の委員			
第 号の委員			
産 業 医			

上記のとおり指名したので報告します。

年 月 日

所属長

印

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

- 備考
- 1 委員会の名称は、所属所名を冠し、安全衛生又は衛生を○で囲むこと。
 - 2 組合の推薦に基づき指名した委員については、備考欄に○印を記入すること。
 - 3 報告書は、地方機関の場合は、必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由すること。

様式第6号(第30条,第35条関係)

安全衛生委員会等開催状況報告書

委員会の名称	安全衛生(衛生)委員会	
開催日時	年 月 日(時 分～ 時 分)	
開催場所		
出席委員	別紙委員名簿のとおり	
議 題	審 議 状 況	処 理 状 況

上記のとおり報告します。

年 月 日

所属長

印

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

- 備考 1 委員会の名称は、所属所名を冠し、安全衛生又は衛生を○で囲むこと。
2 委員の出欠については、様式第5号に準じた委員の号別区分による委員名簿を作成し、備考欄に出又は欠と記入すること。
3 報告書は、地方機関の場合は、必ず地方職員安全衛生管理責任者を經由すること。

様式第7号(第38条関係)

安全衛生管理者会議開催状況報告書

会 議 の 名 称	安全衛生管理者会議	
開 催 日 時	年 月 日(時 分～ 時 分)	
開 催 場 所		
出 席 委 員	別紙名簿のとおり	
議 題	審 議 状 況	処 理 状 況

上記のとおり報告します。

年 月 日

地方職員安全衛生管理責任者

地方振興事務所長

印

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総 務 部 長)

備考 会議の名称は、〇〇地方振興事務所管内と付すること。

様式第8号(第49条関係)

健康診断免除証明書 (表面)

年 月 日

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総務部長)

下記のとおり相違ないことを証明します。

所属長

印

健康診断の免除を受けたいので、下記のとおり相違ないことを証明願います。

記

所 属 名			年 月 日 生 (歳)								
職 ・ 氏 名	(印)		職員番号								
加 療 中 の 医 療 機 関 名											
加療中の疾病名											
免除を受けようとする健康診断等	※免除希望項目を○で囲んでください。 ※免除希望項目の検査結果を裏面に記載してください。										
1 定期健康診断											
検査項目	① 問診	② 診察	③ 身長	④ 体重	⑤ 腹囲	⑥ 視力	⑦ 聴力	⑧ 血圧	⑨ 心電図	⑩ 胸部X線	⑪ 喀痰検査
	⑪ 血液生化学的検査						⑫ 血糖 又は HbA1c	⑬ 血液学的検査		⑭ 尿検査	
	LDL コレステロール	HDL コレステロール	中性脂肪	A S T (GOT)	A L T (GPT)	γ-GT (γ-GTP)	赤血球数	血色素量	尿糖	尿蛋白	
2 その他の検診											
検査項目	⑮ 大腸がん検診		⑯ 胃がん検診		⑰ その他()						

【注意事項】

- 健康診断は、検査項目に該当する疾患により治療又は医師の管理を受けている場合には、当該証明書を提出することにより、全部又は一部が免除されるものです。(職員安全衛生管理規程第49条)
- 定期健康診断のうち法定検査項目は、原則として該当する全ての職員が受診しなければなりません。(労働安全衛生法第66条第5項、職員安全衛生管理規程第47条)
- 太線枠内を職員本人が記載してください。主治医等に記載していただく必要はありません。
- 産休や育休、病休等により健康診断等を受診できない場合には、「加療中の疾病名」欄にその事由(産休等)及び産休等の期間を記載してください。
- 健康診断免除証明書は、対象となる健康診断等が始まる前に提出することを原則とします。
- 開始後に医療機関を受診する場合には、その結果を速やかに提出してください(定期健康診断のみ)。
- 検査結果表がある場合には、その写しを添付しても構いません。ただし、当該年に受診したものに限りです。

(裏面に続く)

様式第8号(第49条関係)

健康診断免除証明書 (裏面)

1 定期健康診断 (※法定検査項目)

区 分	検 査 項 目	検査日	年 月 日			備 考
①問診 (既往症、 自覚症状)	現在たばこを習慣的に吸っていますか [「習慣的に吸っている者」とは、「合計100本以上、又は6カ月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者]	はい	いいえ			
	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度は	毎日	時々	殆ど飲まない (飲めない)		
	これまで(現在も含む)に 右に記載した病気にかかった ことがありますか	1 肝臓病	なし	あり	治療中	※何れかを○で囲む
		2 痛風(高尿酸血症)	なし	あり	治療中	
		3 呼吸器病	なし	あり	治療中	
		4 眼底出血	なし	あり	治療中	
		5 消化器病	なし	あり	治療中	
	最近(1年以内)右に記載 のように感じることがありま すか	1 動悸、息切れ	なし	あり		(対象:全職員)
		2 顔、足のむくみ	なし	あり		
		3 言葉のもつれ	なし	あり		
4 脈のみだれ		なし	あり			
5 意識を失う		なし	あり			
6 のどがよく渴く		なし	あり			
7 胸の痛み、しめつけられる感じ		なし	あり			
8 めまい、立ちくらみ		なし	あり			
9 手足の麻痺		なし	あり			
②診察	他覚症状				※医師による診察結果を記載 (対象:全職員)	
身 体 計 測	③身長、④体重	身長 (cm)	体重 (kg)	※計測した数値を記載 (対象:全職員)		
	⑤腹囲	腹囲 (cm)	※計測した数値を記載 (対象:35歳, 40歳以上)			
生 理 学 的 検 査	⑥視力検査	裸眼・矯正 (右:) (左:)			※裸眼又は矯正の何れかを○ で囲み、検査数値を記載 (対象:全職員)	
	⑦聴力検査	(1000Hz)	右: 所見なし・所見あり 左: 所見なし・所見あり		※所見なし又は所見ありの何 れかを○で囲む (対象:全職員)	
(4000Hz)		右: 所見なし・所見あり 左: 所見なし・所見あり		※45歳未満の者(35歳及び40 歳を除く)は他の方法による 検査も可		
生 理 学 的 検 査	⑧血圧測定	収縮期 (mmHg)	拡張期 (mmHg)	※計測した数値を記載 (対象:全職員)		
	⑨心電図検査(安静時)	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には、所見 内容を()内に記載 (対象:35歳, 40歳以上)	
⑩胸 部 検 査	胸部X線	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には、所見 内容を()内に記載 (対象:全職員)	
	喀痰検査				※医師が必要でないと認める 場合には省略可	
⑪血 液 生 化 学 的 検 査	LDLコレステロール	mg/dL			※計測した数値を記載 (対象:35歳, 40歳以上)	
	HDLコレステロール	mg/dL				
	中性脂肪	mg/dL				
	AST(GOT)	IU/L				
	ALT(GPT)	IU/L				
	γ-GT(γ-GTP)	IU/L				
⑫血糖又はHbA1c	血糖 (mg/dL)	又は HbA1c (%)	※何れかにより検査する			
⑬血 液 学 的 検 査	赤血球数	×10 ⁴ /μl			※計測した数値を記載 (対象:35歳, 40歳以上)	
	色素量	g/dL				
⑭尿 検 査	糖	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能		※何れかを○で囲む (対象:全職員)	
	蛋白	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能			

2 その他の検診 (⑮大腸がん検診, ⑯胃がん検診, ⑰その他)

検 診 名	検 査 日	年 月 日	備 考
			※検診名及び検査結果を記載